

宍粟市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化をめざし、これまで「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直しの先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和5年度には、これまでの取組による成果と課題をとりまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

本市においても、教職員がその能力を十二分に発揮し、教育活動に取り組めるよう、学校における業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けた取組を進めている。令和2年3月には「宍粟市立学校等教育職員の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を年間360時間以内、月45時間以内として示し、教職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

本市の教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

※対象：教職員（臨時講師含む）294人

1 箇月時間外在校等時間	教職員数	割合
80 時間超	29 人	10%
45 時間超	183 人	62%

※令和7年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教職員の実人数

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間 360 時間超 (月平均約 30 時間)	年間 720 時間超 (月平均 60 時間)
401 時間 37 分 (月平均 33 時間 31 分)	157 人	14 人

2 計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員をゼロにすることを最優先でめざしつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに国の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次休暇を計画的に年間 10 日以上取得する教職員：100%

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン(令和 6 年 3 月策定)」の 6 つの取組の方向に基づく取組(全県共通取組)～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定(平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定)する日を週 2 日以上実施

ウ 業務改善に関する委員会の設置

- ・全学校に設置し、業務改善の取組について協議する会議を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・部活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度

③ICT 活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ ICT 活用のための校内研修の開催
 - ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施
- ウ 欠席連絡アプリやアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等の ICT の積極的な活用
 - ・ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

- ア 学校事務職員の学校運営への参画
 - ※「宍粟市立学校事務職員の標準的な職務に関する基本要綱」
- イ 業務改善に関する委員会の設置【再掲】
- ウ 外部人材の積極的な活用
 - ・スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、特別支援教育推進員、重度肢体不自由児童生徒支援員、生活支援員、小中一貫教育推進教員、地域ボランティア、学校部活動指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ウ 部活動地域展開の推進
 - ・令和 10 年 10 月から地域クラブ活動として実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S 活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣づけ)」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教示・備品等の整理・整頓など、5S 活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
 - ・管理職・一般職員研修の充実
 - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進を実施
- イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・生徒指導担当指導主事による相談体制の整備や支援を実施
 - ・市の顧問弁護士相談の実施
 - ・播磨西教育事務所の学校問題サポートチームへの支援依頼や弁護士法律相談事業の活用
- ウ 登下校見守り活動、子どもを守る110番の家など地域で子どもの安全を守る体制の充実

②教師以外が積極的に参加すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
 - ・校務系プラットフォームの掲示板の活用を定着させること等により、照会業務の効率化を推進
- イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・各校にICT支援員派遣等の支援を実施
- ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・教育委員会と学校が連携し、特定の教職員の負担軽減を図る
 - ・外部委託の必要性について検討
- エ 部活動
 - ・県教委策定の部活動の「ガイドライン」(「いきいき運動部活動」4訂版及び「文化部活動の在り方に関する方針」)を参酌して作成した宍粟市部活動ガイドラインを活用し、望ましい部活動の在り方や「ノー部活デー」の周知・理解促進を実施
 - ・部活動指導員の配置
 - ・部活動地域展開の推進【再掲】

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア 授業準備
 - ・スクール・サポート・スタッフ等の活用
 - ・「学習支援ソフト」等デジタル技術の活用を促進
 - ・学習指導担当指導主事による指導計画作成等の研修の実施

- ・若手教員に対する支援等について播磨西教育事務所学校問題サポートチームの活用
- イ 学習評価や成績処理
 - ・デジタル採点システムの活用【再掲】
 - ・学習指導担当指導主事による学習評価の研修の実施
- ウ 学校行事の準備・運営
 - ・スクール・サポート・スタッフ等の活用
- エ 進路指導の準備
 - ・学習指導担当指導主事による進路指導の支援や播磨西教育事務所との連携実施
 - ・特別支援教育担当指導主事による相談や支援を実施
- オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・不登校児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども多文化共生サポーター等の活用
 - ・フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援

～その他の取組～

- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定【再掲】
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・教育委員会と学校が連携し、現状の共有や有効な支援などを検討する「学勤務時間適正化推進会議」の設置・運営

5 今後のフォローアップ

- ・定例教育委員会、総合教育会議において目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載やPTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職マネジメント等に関する研修の充実